

認可地縁団体への課税

認可地縁団体として認可され法人格を得た場合、各種税金が課税されることになります。
市税の詳細については担当課へ、その他県税、国税については各関係機関へお問い合わせください。

認可地縁団体に係る税金一覧

税の種類		収益事業を 行わない 場合	収益事業を 行う 場合
市税	法人市民税	均等割 課税（※減免措置あり）	均等割、法人税割ともに課税
		法人税割 非課税	
	固定資産税	課税（※用途により減免措置あり）	課税
県税	法人県民税	均等割 課税（※減免措置あり）	均等割、法人税割ともに課税
		法人税割 非課税	
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税（※用途により減免措置あり）	
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 （不動産登記時）	課税	課税

【お問い合わせ先】

- 法人市民税 阿南市税務課 諸税係 (0884)22-1114
- 固定資産税 阿南市税務課 固定資産税係 (0884)22-1114
- 県税 南部総合県民局 地域創生防災部 阿南庁舎 (0884)24-4120
- 国税 阿南税務署 (0884)22-0414